



鹿屋市長 中西 茂殿

> 九 州 防 衛 局 長 川 嶋 貴



空中給油機KC-130の鹿屋基地における訓練概要等に関する要望について(回答)

貴職におかれましては、平素より、防衛行政に対しご理解とご協力を頂き深く感謝申 し上げます。

さて、鹿政第77号(27.10.20)により要望された標記について、別紙のと おり回答しますので、よろしくお取り計らい願います。

添付書類:別紙

1 訓練内容等について

(1) について

今般の鹿屋基地におけるローテーション展開については、「離着陸訓練」、「地上給油訓練」、「荷下訓練」以外に、追加の訓練や部隊の移駐などについて、日米間で協議は行っておらず、訓練の拡大や米軍基地化は考えておりません。

(2) について

鹿屋基地におけるローテーション展開については、鹿屋基地の運用を妨げない範囲内で実施することとしております。

(3) について

鹿屋基地におけるローテーション展開については、鹿屋基地の運用を妨げない範囲内で行われること、また、米軍の訓練効率という観点から、幾つかの訓練を組み合わせて実施することもあり、個々の訓練日数の総計である月20日よりも少なくなると考えています。

(4)について

今般の鹿屋基地におけるローテーション展開での夜間訓練(日没から遅くとも22時頃まで)は、米軍パイロットの練度維持のためには必要不可欠な訓練であることを御理解願います。

防衛省としては、訓練の実施に際しては、周辺地域への影響に可能な限り配慮することが必要と認識しており、貴市からの御要望である夜間訓練の時間短縮について、米側に申し入れてまいります。

(5) について

鹿屋基地におけるローテーション展開のために必要となる施設整備については、現在 のところコンクリート舗装のみを予定しているところですが、仮に新たな施設を整備す る必要が生じた場合は、事前に貴市に対して整備内容等について説明してまいります。

2 騒音対策について

(1) について

防衛省においては、鹿屋飛行場周辺の2箇所に自動騒音測定装置を設置し、常時騒音 状況の把握に努めてきたところです。

自動騒音測定装置については、今後、できる限り早期に増設について検討してまいります。

(2) について

地上給油訓練及び荷下訓練実施時等における地上騒音対策については、今後、ローテーション展開後の騒音の状況の変化を踏まえた上で、どのような対策が可能なのか検討してまいります。

(3) について

空中給油機KC-130の騒音等により、家畜等への損害が生じた場合には、九州防衛局が窓口となって、騒音の状況、損害の状況等を調査した上で、速やかに対応してまいります。

(4)について

鹿屋飛行場の第一種区域の見直しに当たっては、ローテーション展開後の騒音の状況 の変化を踏まえた上で、適切に実施したいと考えております。

(5) について

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第4条の規定に基づく住宅防音工事については、第一種区域の指定の際、現に所在する住宅を対象に実施しているところです。

防衛省では、全国の飛行場を対象に、騒音の現状に応じた第一種区域の見直しを逐次行っており、当該見直しに併せた施策の充実の一環として、第一種区域のうち特に騒音の著しい区域に所在する建設年度の古い住宅を防音工事の助成の対象としているところです。

鹿屋飛行場についても、今後、第一種区域を見直す際には、かかる見直しに併せ、防 音工事の助成の対象としていく考えです。

(6) について

空調機器及び防音建具の機能復旧工事については、引き続き所要の予算確保に努め、 可能な限り早期に工事が実施できるよう最大限努力してまいります。

また、当該工事の実施状況についても適宜情報提供してまいります。

(7) について

75W未満の区域における住宅防音工事の取り扱いについては、住宅防音事業の今後 の在り方に関わる課題ですが、全国の住宅防音事業の進捗状況等を踏まえ、今後検討し てまいります。

(8) について

鹿屋基地におけるローテーション展開の騒音苦情や問合せについては、九州防衛局及 び鹿児島防衛事務所の各窓口において対応してまいります。

3 安全対策について

(1) について

米軍の航空機等の運用については、周辺住民に十分な配慮がなされ、最大限の安全対策を採ることについて、日米合同委員会で合意しているところです。防衛省としては、 鹿屋基地におけるローテーション展開についても、この合意が適切に実施されるよう、 引き続き米側との間で必要な協議を行ってまいります。

また、防衛省としては、米軍による事件・事故はあってはならないものと考えており、 機会あるごとに隊員の教育や綱紀粛正の徹底を図るよう、米側に強く働きかけてまいり たいと考えております。

万一、航空機事故等が発生した場合の連絡体制については、米軍が使用する他の飛行場において、航空機事故等が起きた際に、緊急の連絡通報や総合的な応急対策を円滑に実施できる体制を確立するため、九州防衛局と地元関係機関で構成した航空機事故連絡協議会を設置しており、鹿屋基地においても、同様の体制を構築することを考えております。

(2) について

防衛省としては、米軍による事件・事故はあってはならないものと考えており、機会 あるごとに隊員の教育や綱紀粛正の徹底を図るよう、米側に強く働きかけてまいりたい と考えております。

他方、万一、米軍による事件・事故が発生した場合には、日米間で合意された「通報手続」等に従い、関係地方自治体等に速やかに通報するとともに、米側に対し、原因究明、再発防止及び安全管理の徹底等について強く申入れを行っており、被害が生じた場合には、迅速かつ適切に補償を行っております。

いずれにしましても、防衛省としては、米軍による事件・事故の防止のためには、実 効性のある様々な措置を継続的に実施していくことが重要であると考えており、関係機 関と連携しつつ、取り組んでまいります。

(3) について

鹿屋基地におけるローテーション展開の訓練日時、内容等については、米側に対し可能な限りの情報提供を申し入れるとともに、米側及び鹿屋基地から得られた情報については、九州防衛局から速やかに貴市及び周辺地域の方々に提供したいと考えております。

4 地域振興策等について

(1)について

地域振興に資する事業については、貴市からの具体的な御要望を踏まえ、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律等、既存の枠組みを活用し、貴市の地域振興に最大限協力してまいります。

(2) について

再編交付金の交付については、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号。以下「再編特措法」という。)に基づき、駐留軍等の再編を受入れて頂いた市町村に対し、原則として再編特措法が失効する平成28年度までの間において交付することができるとされております。

また、経過措置として、再編の実施の年度の開始の日(再編実施基準日)が平成29年度以降となる場合においては、最大平成33年度まで交付することができるとされております。

鹿屋基地におけるローテーション展開を受入れて頂いた場合においては、再編特措法 に基づき、適正に交付してまいります。

(3) について

住宅移転跡地等については、貴市からの御要望を踏まえ、これまで国の直轄事業として、多目的広場の整備や、貴市へ広場等として使用許可するなど、有効活用に努めるとともに、適正に管理してきたところですが、今後とも、貴市からの御要望を踏まえ、最大限協力してまいります。

(4) について

鹿屋基地の施設整備に伴う地元業者への発注については、地元企業の皆様方の御要望や官公需法等の主旨を踏まえ、可能な限り地元企業の受注機会の確保に努力してまいります。

以上